

り、免税事業者、簡易課税、四段階制、消費税還付の選択性も適用できることである。デメリットとしては、過去の補填不足が未解決となること、さらに、設備投資への対応が不十分となり、病院の負担を解消することができないため、別枠での設備投資手当の検討がされなければならない。

控除対象外消費税解決策に対する 医療界各団体の意向

この問題の解決法をめぐる三師会と四病院団体協議会の主張をみると、日医は、課税化、非課税還付のメリット・デメリットを提示した上で、控除対象外消費税解決のため、医療界がまとまって、提示した選択肢を選択、主張すべきとの意向で調整していることは既に述べた。

日医や日本薬剤師会に較べると、日本歯科医師会是非課税還付が望ましいと主張してきたが、基本的には日医と足並みを揃える意向である。7月29日に行われた「生活必需品などに対する軽減税率」を検討するための三師会ヒアリングにおいて、「医療界の一本化を視野に10%時の課税・軽減税率の医療への導入」をも考慮、検討するとの姿勢を示したと報じられている。

四病院団体は、消費税率を10%以上に引き上げる場合、非課税還付では対応が難しいため、医療機器などの高額投資を含む控除対象外消費税に対応するには、原則、課税化を実現することが必要と主張している。日本病院会は、消費税問題は今年の夏までに医療界の意見統一が迫られているとし、従来から主張している「税の問題は税制で解決すべき」との観点から、医療機関の消費税負担が解消され、かつ患者負担にも配慮した方式である5つの選択肢：①

免税化、②非課税継続/全額還付制度導入、③課税化/ゼロ税率導入、④課税化/軽減税率導入、⑤課税化/普通税率導入（患者への即時全額還付制度導入）、を中心に検討を進めることを明かにしている（日本病院会常任理事会5月24日、日本病院会ニュース904号、平成26年6月10日）。

道医においては、去る6月4日～10日に、会員の「控除対象外消費税解消に対応に関する」意向調査を行った。控除対象外消費税により経営が圧迫されているかという設問に、医療機関の経営形態にかかわらず、9割近くが経営を圧迫されているとの回答であった。この中で、「10%以上になったら閉院予定」「10%では終わるとは思えない。絶対に課税化すべき」「全知全能をもって官僚に対抗して欲しい。いつも負け犬では会員はやせ細るばかり」等と記載した会員の先生もおられ、改めて、控除対象外消費税による医業圧迫の厳しい実態を再認識した次第である。時をおかず6月12日に開催した道医第142回定時代議員会では、控除対象外消費税の診療報酬補填方式をやめ、抜本的解決を要求する旨を含む決議文を採択し、行政や各界へ公表した。

4半世紀にわたる控除対象外消費税問題は政策的、税制・財政的、法的な観点から総合的に解決されなければならない。医療界が一体となって、この問題の抜本的解決へ向けて挑むことは、地域医療と厚生事業を担う医業の継続、医療の質と安全、医療・介護連携を守り、25年モデルに向けた地域包括システムの構築・発展のために避けては通れないターニング・ポイントの渦中にいる医療人の悲願である。一本化した方針の下、医療界が歩調を合わせ、抜本的解決へ向けて進むことを願い、拙稿を閉じたい。

お知らせ

厚生労働省『2つの臨時給付金』チラシ・ポスターの 設置および掲示等について（協力依頼）

◇医業経営・福利厚生部◇

厚生労働省では、標記臨時給付金の支給対象者からの申請を確実なものとするため、高齢者等が訪れる機会が多いと考えられる病院、診療所に対し、標記ポスターの設置および掲示等についての協力を呼び掛けております。

日本医師会では、この「2つの臨時給付金」ポスターを日医雑誌8月号に同封し、会員の医療機関の待合室への掲示をお願いしておりますが、チラシにつきましては、地方公共団体から各医療機関へ配布される予定でありますので、設置および掲示へのご協力をお願いいたします。